

## 新入学予定児童生徒の保護者の皆様へ

## 平成31年度(2019年度)就学援助制度のお知らせ(早期1)

就学援助制度とは、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

この「お知らせ」で案内している「早期1」申請で認定になった方には、就学援助費のうち、新1年生が対象の「入学準備補助金」を入学前に支給する予定です。

## 1 援助を受けられる方

申 請 理 由		備 考
① 市民税が非課税の方		所得割額・均等割額とともに非課税の方
② 固定資産税を減免された方		理由が火災、地震等の災害によるもの
③ 個人事業税を減免された方		平成30年度に減免された方が対象
④ 国民年金保険料を減免された方		保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方		保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方		児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方		平成30年度に決定を受けた方が対象
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方		手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方		平成30年度に災害にあった方が対象
⑩ 生活保護を停止または廃止された方		世帯状況変更による廃止者は除く
⑪ 生活保護を受けている方		

(注1) 上記の申請理由に当てはまる方でも、市外への転居や国立・私立学校受験などにより、大阪市立以外の小・中学校に入学する可能性がある方は、「早期1」では申請できません。

> 大阪市立の小・中学校に入学決定後、「早期2」以降で申請してください。( **3 申請時期** 参照)

> 大阪市立の小・中学校に入学しなかった場合、支給した入学準備補助金は返還していただくことになります。

(注2) 生活保護を受けている方も申請理由⑪で申請できますが、生活保護から入学準備金が支給される場合、就学援助費からの入学前支給はありません。

## 2 申込方法

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類(2ページ) 振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー ※ 平成30年度に小学校で就学援助認定を受けた中学校新1年生についても必要です。	4 申請に必要な証明書類 参照
提出場所	小学校新1年生：通学区域の小学校(学校選択制等で他校への入学を希望している場合でも) 中学校新1年生：在学中の小学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は送付をお願いします。	
提出時期	平成30年12月10日(月)～平成30年12月28日(金)	
結果通知	平成31年2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された現住所に郵送します。	

## 3 申請時期

申 請 区 分	申 請 期 限	申 請 理 由	審査結果の通知時期 (教育委員会から保護者に通知)	申 請 で き る 学 年	今後の注意事項
早期1 (書類審査)	平成30年12月28日(金)まで	①～⑪	2月末日予定	新1年生のみ※	※ 同一校内に新1年生以外のきょうだいがおられる場合は、きょうだいの名前も記入できます。 (きょうだいは「 <u>早期2</u> 」の申請者として取り扱います) (3ページの「 <u>申請書</u> 」記入例 参照)
早期2 (書類審査)	平成31年3月15日(金)まで	①～⑪	5月末日予定	全学年	こちらについては、平成31年1月以降に配付予定の「お知らせ」をご覧ください。 (申請理由⑫は所得審査を行います。)
一般1 (税情報利用)	平成31年5月15日(水)まで	①・⑫	8月末日予定	全学年	
一般2 (書類審査)	平成31年6月28日(金)まで	①～⑫	8月末日予定	全学年	
随 時	平成31年7月1日以降隨時	①～⑫	教育委員会受理後30日以内	全学年	「 <u>早期1</u> 」で申請しない場合でも、「 <u>早期2</u> 、一般1・2」で申請した方にも入学準備補助金は支給されます(ただし、支給は入学後になります。)

#### 4 申請に必要な証明書類

➤ 複数の申請理由に該当する場合は、いずれか1つの証明書類を添付してください。  
➤ 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。

申請理由		証明書類
① 市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに非課税である場合に対象となります。	いすれか	<input type="checkbox"/> 市民税・府民税証明書 <input type="checkbox"/> 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ※平成30年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。
② 固定資産税を減免された方 ※新築減税は対象外です。		<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（写） ※平成30年度分を提出してください。
③ 個人事業税を減免された方		<input type="checkbox"/> 個人事業税減免決定通知書（写） ※平成30年度分を提出してください。
④ 国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象となります。 (保護者全員分の書類が必要です。)	いすれか	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） <input type="checkbox"/> 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（写） <input type="checkbox"/> 国民年金保険料免除理由該当通知書（写） <input type="checkbox"/> (上記のいずれもないとき) 年金事務所が発行する証明書 ※申請日現在減免を受けていることを証明する、保護者全員分の書類を提出してください。
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。	いすれか	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料(変更)決定通知書（写） <input type="checkbox"/> 国民健康保険料減免承認決定通知書（写） <input type="checkbox"/> 国民健康保険料徴収猶予承認決定通知書（写） ※いずれの場合も、平成30年度分の通知書全体をコピーしたものが必要です。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	いすれか	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定通知書（写） ※申請日現在支給を受けていることを証明する書類が必要です。 <input type="checkbox"/> (上記のいずれもないとき) 児童扶養手当受給証明願 ※平成30年12月の支給額が記載されている証明書を提出してください。
⑦ 生活福祉資金の貸付決定を受けた方		<input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付決定通知書（写） ※平成30年度に決定を受け、平成31年4月1日現在に返済中であることを証明する書類を提出してください。
⑧ 「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方		<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者手帳 (公共職業安定所長印が押されているページの写し) <input type="checkbox"/> 手帳を有する方以外の保護者の平成30年度の所得がわかる書類 ('市民税・府民税証明書'など)
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	いすれか	<input type="checkbox"/> 被災証明（区役所市民協働課発行） <input type="checkbox"/> オリ災証明（消防署発行） ※平成30年4月1日以降に災害にあったことを証明する書類を提出してください。
⑩ 生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による場合は対象外です。		<input type="checkbox"/> 生活保護停止・廃止決定通知書（写） ※平成30年4月1日以降に停止または廃止されたことを証明する書類を提出してください。
⑪ 生活保護を受けている方		証明書類の提出は不要です。

#### ひとり親家庭の確認

➤ 申請理由①・④・⑤・⑧については、**父母ともに、申請理由に該当している**ことが条件になります。  
申請者がひとり親家庭の場合は、次のとおり、申請者に配偶者がいないことを証明する書類も必要です。

事由	証明書類（写しでも可）
寡婦（寡夫）控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦（寡夫）控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
平成30年1月1日以降に配偶者が死亡	死亡診断書、住民票除票、死亡者が記載された戸籍など
平成30年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書、申請者の戸籍など
離婚調停中等である	調停申立書、訴状、判決書など
遺族年金を受給中である	遺族年金証書、年金額改定通知書
その他	申請者の戸籍、領事館等発行の独身を証明する書類など

戸籍の場合は、申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明（抄本）」または「全部事項証明（謄本）」を提出してください。  
(注)児童生徒のものではありません。

## 「申請書」 記入例

### ◆新1年生以外のきょうだいも記入できます。

「早期1」は、平成31年4月に大阪市立の小・中学校に入学を予定されている児童生徒のみが申請の対象ですが、同一校内に新1年生以外のきょうだいがおられる場合は、下の「在校生」欄に、きょうだいの名前を記入することができます。記入したきょうだいについては「早期2」として取り扱いますので、改めて「早期2」の申請書を提出する必要はありません。(ただし、きょうだいの認否結果の通知は5月末予定となります。)

平成31年4月に入学する学校名を記入してください。

※大阪市立の小・中学校に限ります。

※学校選択制等を希望されており、提出日時点では入学する学校が決まっていない場合は、通学区域の学校名を記入してください。

平成31年度(度)就学援助申請書兼世帯状況票										
新1年生(大阪市立小・中学校への入学予定者)が対象です。 申請期間は、平成30年12月10日(月)～平成30年12月28日(金)です。										
大阪市教育委員会より就学援助を申請します。										
児童生徒 新入生 在校生	新1学年	フリガナ <b>オサカ ハナコ</b>	大阪 花子	学校※台帳処理番号	学校名 大阪市立 中之島 小・中学校	平成 30 年 12 月 20 日	学校に提出する日付を記入してください。			
	新1学年	フリガナ	<b>オオサカ サブロウ</b>	大阪 三郎	申込保護者者名	現住所 大阪市 北 区 中之島1-2-3	この住所に審査結果通知書を郵送します。 正確(マンション等の場合は部屋番号まで)に記入してください。			
	新2学年	フリガナ	<b>オオサカ サブロウ</b>	大阪 三郎	名前	電話番号 1234-5678				
	新3学年	フリガナ			名前	大阪 大輔				
	新4学年	フリガナ			名前	大阪 大輔				
	新5学年	フリガナ			名前	大阪 大輔				
※ 在校生児童生徒の就学援助申請は早期2として取り扱い、結果の通知は5月末予定です。										
新1年生の就学援助費にかかる口座への支払い分については、次の預金口座に口座振替されるように依頼します。 ※申請者と同一名義の口座のみ利用できます。										
振込先	金融機関名 中之島	銀行 信用金庫協同組合	支店名 中之島	支店番号 本店	現金種目 普通	口座番号 0123456	※右詰めで記入してください。			
	口座名義 オオサカ	オオサカ	タ・イスケ	支店	当座	※委員会処理欄				
	名前 大阪 大輔			銀行コード	支店コード					
《在校生の支給方法》										
<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 上記の新1年生と同じ口座を利用する。 <input type="checkbox"/> 現金払いを希望する <input type="checkbox"/> 上記以外の就学援助専用口座を利用する。(新規・変更の場合には口座振替申出書の提出が必要。) <input type="checkbox"/> 徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)										
次の申請理由①～⑪のうち該当するものに「✓」をつけて、証明書類をあわせて提出してください。(申請理由⑪については、証明書類の提出は不要です。)										
<input checked="" type="checkbox"/> ① 市民税が非課税である。 <input type="checkbox"/> ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。 <input type="checkbox"/> ② 固定資産税を減免された。 <input type="checkbox"/> ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。 <input type="checkbox"/> ③ 個人事業税を減免された。 <input type="checkbox"/> ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。 <input type="checkbox"/> ④ 国民年金保険料を減免された。 <input type="checkbox"/> ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。 <input type="checkbox"/> ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。 <input type="checkbox"/> ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。 <input type="checkbox"/> ⑪ 生活保護を受けている。										
《世帯状況(生計を一にする者全員)》 ※申請理由にかかわらず、必ず記入してください。										
平成31年4月1日の状況(予定)	フリガナ 家族名 <b>オオサカ ダイスケ</b>	申請者からみた統柄 申請者(保護者)	生年月日 平成 大正 昭和 西暦 <b>52 1 4</b>	世帯人数 きょうだいが在籍する学校名・新学年等						
	1 <b>大阪 大輔</b>	妻	平成 大正 昭和 西暦 <b>54 5 10</b>							
	2 <b>大阪 恵子</b>	子	平成 大正 昭和 西暦 <b>11 7 21</b>							
	3 <b>大阪 一郎</b>	子	平成 大正 昭和 西暦 <b>16 6 8</b>	北中学校 新3年生						
	4 <b>大阪 二郎</b>	子	平成 大正 昭和 西暦 <b>23 4 6</b>	中之島小学校 新2年生						
	5 <b>大阪 三郎</b>	子	平成 大正 昭和 西暦 <b>25 3 5</b>	中之島小学校 新1年生						
	6 <b>大阪 花子</b>									
上の「児童生徒」欄に記入された方も含めて記入してください。										
委任状及び同意書 権限を、校長を代理人としめ委託します。 徴収金の教材費、校外活動費、修学旅行費等に 申請者名 大阪 大輔										
記入・押印もれに注意してください。										

### ■申請者が児童生徒の父母以外の場合について

申請書(裏面)の「特別な事情」欄に、児童生徒の監護を行っている理由を記入し、監護を行っていることを証明する書類(児童生徒の健康保険証(写)など)を提出してください。

## 5 援助の内容

※平成30年度の内容です。平成31年度の内容については、平成31年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 (児童・生徒費会計)	修学旅行費 林間・臨海学習費 (積立金会計)	学校 給食費	通学費	入学準備補助金 ※新1年生 のみ支給	医療費 ※特定疾病 のみ対象	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金
小学校	学校徴収金相当 (実費)	学校徴収金相当 ※行事実施年度に 実費を支給	実費	実費	40,600円	学校医療券 交付	保護者負担額 ※教育委員会が 上記センター に直接支払う
中学校			実費の 2分の1		47,400円		

- (1) 認定後は、保護者の同意に基づき、学校給食費及び学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充当します。  
修学旅行費、林間・臨海学習費（積立金会計）は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事が就学援助の対象になり、その実費を行事終了後、就学援助費として支給します。
  - 修学旅行費 …………… 支給は、小学校・中学校でそれぞれ1回限りになります。（キャンセル料含む）
  - 林間・臨海学習費 …… 支給は、各学年でそれぞれ1回限りになります。（キャンセル料含む）

（注）行事が実施される前の年度に就学援助を受け、その行事のための積立金が徴収されていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていない場合、就学援助費は支給されません。
- (2) 随時申請（平成31年7月1日以降）の場合は、認定日は申請日以降になり、学校教材費等は認定日以降の購入や実施数費用が支給の対象となるため、支給がない場合があります。また、入学準備補助金の支給はありません。
- (3) 通学費は、次のいずれかに該当する通学（小学校：片道4km以上、中学校：片道6km以上）にかかる交通費が支給対象です。
  - 真にやむを得ない事由により、指定校変更が認められた場合
  - 日本語・適応指導教育のため、その実施校に通級する場合
- (4) 入学準備補助金は、小・中学校の新1年生が支給対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給はありません。
- (5) 生活保護世帯の場合は、援助内容のうち、原則として、「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる共済給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）
- (6) 医療費の支給対象は定期健康診断等の結果、むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿瘍、トラコーマの治療を学校が指示した場合の患者負担額であり、医療機関受診時に医療券を提出することにより、教育委員会から直接医療機関へ支払います。  
これらの治療が必要な場合には、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。（本制度の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただることにより、認否結果が出る前であっても医療券の交付を受けられます。）また、すべての医療機関において学校医療券を使用できるわけではないため、受診予定の医療機関に医療券の使用が可能かご確認いただきますようお願いいたします。学校医療券を使用して対象疾病の治療を行う場合は、他の助成制度との併用はできません。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、5月1日時点で認定になっている方が対象になります。  
また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定になっている方が対象です。
- (8) 他の制度により、同趣旨の経費が支給されている場合は、就学援助費は支給できません。

### ＜その他留意事項＞

- \* 就学援助の認定を受けた後に、申請理由を証明する書類の内容に変更があった場合（世帯構成人員の変更、児童扶養手当の支給停止など）には、速やかに学校に申し出てください。
- \* 申請書及び証明書類の不備等により審査できない場合は、審査結果通知が遅くなることや否認定になる場合があります。
- \* 提出された申請書及び添付書類等は、就学援助の審査・支給に使用するもので、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。
- \* 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合又は支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、就学援助費を返還していただくことがあります。

### …☆「申請書」を提出する前にもう一度確認してください！☆…

- > 「申請書」に記入もれ・押印もれなどはありませんか？  
3ページの「申請書」記入例でもう一度確認してください。
- > 証明書類の添付もれや不備（年度間違い、書類全体がコピーがされていないなど）はありませんか？  
2ページの「申請に必要な証明書類」でもう一度確認してください。
- > 「申請書」の記入もれ・押印もれや証明書類の添付もれ・不備などがあると審査が行えないため、結果通知や認定後の支給が遅くなってしまいます。十分に確認してから提出してください。

お問合せ先

教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当  
(就学援助グループ) TEL: 06-6115-7653